

質問内容	回答
「盛岡市交通施設内の指定場所に設置する物件を製作し～」とございますが、盛岡駅前広場内の各指定場所において、どのような広告物の設置を想定されておりますでしょうか。	仕様書別紙掲出場所概要でお示ししている掲出場所の範囲内の設置で、かつ、盛岡市屋外広告物条例（平成 19 年条例第 68 号）の規定等を遵守した物件を設置いただくことを想定しております。
盛岡駅前広場内においては基礎工事を含む建植看板設置のご提案で考えておりますが、問題ございませんでしょうか。	盛岡駅前広場内においては、基礎工事を伴う工法の物件設置は不可であり、物件の固定に当たっては、僅少な程度（数センチ程度）アンカーボルト等を地面に埋め込むことは想定しております。